

各接種医療機関 御中

大和町健康推進課

令和5年度大和町新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金について

本町の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別紙のとおり実施いたしますので、要件に該当する場合は、下記期限までに申請願います。

記

1 申請対象期間及び申請期限

対象となる実施期間	申請期限【 必着 】
令和6年1月1日～令和6年3月3日	令和6年3月29日（金）

※ 令和5年度の個別接種奨励金の最終申請期限となります。同申請期限以降の受付はできませんので、必ず期限までご提出くださいますようお願いいたします。（予診票の写しについても上記期限に同じです。）

※ 令和5年12月31日以前実施分についても、上記期限まで申請を受け付けますので、交付申請をしていない医療機関におかれましては、ご確認いただきますようお願いいたします。

2 申請書

別添のとおり。

3 その他

- ・本奨励金は令和5年度をもって終了いたします。

担当：菊地

電話：022-345-4857

FAX：022-345-7240

令和 5 年度大和町新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付申請について

1 概要

新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施する医療機関を支援するため、一定回数以上の個別接種を実施する医療機関に対して奨励金を交付するもの。

2 対象医療機関

個別接種を実施している新型コロナウイルスワクチン接種医療機関のうち、別紙 2 に定める要件を満たす診療所

3 申請対象期間及び期限

対象となる実施期間	申請期限【必着】
令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 日	令和 6 年 3 月 29 日（金）

※ 5 月 1 日～7 月 2 日実施分、7 月 3 日～9 月 3 日実施分、9 月 4 日～11 月 5 日実施分についても、上記期限まで申請を受け付けますので、交付申請をしていない医療機関におかれましては、御確認いただきますようお願いいたします。

4 申請書類

- (1) 令和 5 年度大和町新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付申請書（別記様式 1 及び付表）
- (2) 時間外、夜間または休日における接種体制報告書（別記様式 2）
- (3) 予診票の写しまたは診療録の写し

※ 様式等は、別添のとおりです。また、大和町ホームページに掲載しております。

<https://www.town.taiwa.miyagi.jp/soshiki/kenkou/13328.html>

5 書類の作成方法等

- (1) 令和 5 年度大和町新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付申請書
 - ・ エクセルファイル「令和 5 年度大和町新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付申請書」内にある、シート名「【はじめに】入力手順」に従い入力願います。
 - ・ 付表に接種回数等を記入いただくことで、別記様式 1 に自動的に申請額が表示されるようになっておりますので、付表から先に記入してください。
 - ・ 付表については、接種した実績を日ごとに記載してください。
 - ・ 診療所用様式の付表中「時間外等の接種体制の有無」の欄は、時間外等において接種体制を用意した全ての日について「○」を選択してください。（プルダウンから選択できるようになっています。）
- (2) 時間外、夜間または休日における接種体制報告書
 - ・ 時間外等において接種体制を用意した全ての日について記入願います。

(3) 予診票の写しまたは診療録の写し

- ・ 別紙2に定める要件を満たす日または週分のみ提出願います。
- ・ 予診票は、日付順に並べていただき、片面印刷で提出願います。

6 申請方法

(1) 交付申請書（別記様式1及び付表）及び接種体制報告書（別記様式2）

原則として、電子メールにより提出願います。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、郵送による提出も可能です。

(2) 予診票の写し

紙媒体により提出願います。

7 提出先 大和町健康推進課

(住所)

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目 1-1

(メールアドレス)

kenkou@town.taiwa.miyagi.jp

	交付要件	交付対象	交付額
1	<p>週 100 回以上の接種を令和 5 年 5 月 1 日から 7 月 2 日まで、7 月 3 日から 9 月 3 日まで、9 月 4 日から 11 月 5 日まで、11 月 6 日から 12 月 31 日、1 月 1 日から 3 月 3 日までのそれぞれの期間中に 4 週間以上行う場合。</p> <p>この場合において、週 100 回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意（※）していること。</p>	診療所	週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して、2,000 円／回
<p>※ 「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することのほかに、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。</p> <p>時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間</p> <p>夜 間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）</p> <p>休 日：日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日。なお、令和5年12月29日、30日及び31日並びに令和6年1月2日及び3日は、休日として取り扱う。</p> <p>加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）</p>			